

雇用調整助成金等の申請に掛かる 専門家委託費の一部を補助します

柳井商工会議所と大島商工会では、雇用調整助成金等の支援策を活用し雇用維持に取り組む柳井市内事業者の皆様をサポートする為、助成金申請に掛かる社会保険労務士等への委託費の一部を補助いたします。

■対象経費・補助額

対象経費：社会保険労務士等への委託費

※消費税及び地方消費税の額を除きます。

※本補助制度と同様の他の補助制度等を利用した場合には、その額を除いた金額が対象経費となります。

※事業所の顧問専門家等に委託した場合、本補助金の対象支出について顧問料等と明確に区別ができ、明細書・料金表等により対象経費が証明できること。

補助額：

名称	社会保険労務士	その他専門家(士業に限る)
対象事業	雇用調整助成金の申請	別表に定める各種助成制度
補助率	10/10	10/10
補助限度額	10万円	10万円

※本補助金申請は1事業所1回限り。

■対象要件

次の全てに該当する事業者が対象となります。

ア 下記表のすべてに該当する事業者

	施設・店舗所在地	本社所在地	住民票所在地
法人の場合	柳井市内	柳井市内	柳井市内
個人の場合	柳井市内	柳井市内	

イ 新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国の助成金等、その支給に必要な書類の作成を社会保険労務士等に委託をした者

ウ 雇用調整助成金のほか、別表で定める対象助成金の支給決定を受けている者

オ 暴力団、暴力団員及び暴力団員等（反社会的勢力）に該当しない者

3 提出書類

次の書類を、下の問い合わせ先へ郵送等により提出してください。

書類の一覧表

手続	(1) 申請	(2) 実績報告	(3) 請求
期限	令和2年5月11日から 令和3年1月31日必着 ※募集上限に達した時点で 受付を終了します。	完了の日から30日以内	補助金額の確定通知書が 届き次第
書類	A 申請書（様式第1号） B 社会保険労務士等への 委託見積書の写し C 反社会的勢力排除に関 する誓約書	D 実績報告書（様式第2号） E 事業者向け補助金等の 支給決定通知書の写し等 F 社会保険労務士等と締結し 契約書の写し G 請求書・領収証など支払を証 明する書類の写し ※H 顧問専門家等に委託した場 合のみ、該当料金を証明できる 資料の写し ※I 個人事業主の方は身分証明書 の写し（免許証、住民票等）	J 請求書（様式第3号）

※令和2年5月11日以前に、既に社会保険労務士等と当該申請等に係る契約を締結している場合も、新型コロナウイルス感染症特例措置以降のものに限り遡及適用します。

※補助金の支給後に、申請書他関係書類の虚偽申告や不正、本来補助対象者でない者への給付が発覚した場合には、本補助金の返還を求めます。

■申請期間（※）

令和2年5月11日から令和3年1月31日必着まで

※申請金額が予算額に達した時点で受付を終了いたします。

■お問合せ

【〒742-8645 柳井市中央2丁目15-1】柳井商工会議所 Tel0820-22-3731

【〒749-0101 柳井市神代4830】大畠商工会 Tel0820-45-2414

※本事業は柳井市の新型コロナウイルス感染症対策相談事業として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補助を受け実施するものです。